



佐賀県公報

平成17年
3月9日
(水曜日)
第 12577号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

競争入札

正 誤

(公 告) 一五
(総務法制課) 一六

● 佐賀県告示第百十五号

○児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があつた。

平成十七年三月九日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 廃止年月日 平成十六年十二月三十一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会居宅支援事業所

所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四

サービスの種類 児童居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇三〇〇〇四四一一三

二 (一) 廃止年月日 平成十六年十二月三十一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人北波多村社会福祉協議会

所在地 東松浦郡北波多村徳須恵千九十七番地七

事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 北波多村社会福祉協議会指定居宅介護事業所

所在地 東松浦郡北波多村徳須恵千九十七番地七

サービスの種類 児童居宅介護

- 開発行為に関する工事の完了
- 佐賀県公用車自動車保険契約に係る一般競争入札
- 佐賀県公用車管理業務委託契約に係る一般競争入札

教育委員会事項

- 佐賀県立唐津青翔高等学校スクールバス運転業務委託に係る一般

事業所番号 四一〇〇〇三〇〇〇三五一一一
 三 (一) 廃止年月日 平成十六年十二月三十一日
 所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 社会福祉法人有明町社会福祉協議会
 所在地 杣島郡有明町大字坂田二百七十五番地一

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号
 名称 社会福祉法人有明町社会福祉協議会指定訪問介護事業所
 所在地 杣島郡有明町大字坂田二百七十五番地一
 サービスの種類 児童居宅介護
 事業所番号 四一〇〇〇三〇〇〇三八一一五

四 (一) 廃止年月日 平成十六年十二月三十一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 唐津市長職務執行者渡邊清磨
 所在地 唐津市西城内一番一号

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号
 名称 唐津市障害者福祉会館あゆみ教室
 所在地 唐津市栄町二千五百七十二番地一
 サービスの種類 児童デイサービス
 事業所番号 四一〇〇〇三〇〇〇四〇一二九

五 (一) 廃止年月日 平成十六年十二月三十一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 唐津市長職務執行者渡邊清磨
 所在地 唐津市西城内一番一号

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号
 名称 唐津市障害者福祉会館あゆみ教室
 所在地 唐津市栄町二千五百七十二番地一
 サービスの種類 児童デイサービス
 事業所番号 四一〇〇〇三〇〇〇四〇一二九

●佐賀県告示第百十六号
 児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年三月九日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会
 所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四
 (三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号
 ア 名称 唐津市社会福祉協議会居宅支援北波多事業所
 所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四
 サービスの種類 児童居宅介護
 事業所番号 四一〇〇〇三〇〇〇四四一一三

イ 名称 唐津市社会福祉協議会居宅支援北波多事業所
 所在地 唐津市北波多徳須恵千九十七番地七
 サービスの種類 児童居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇三〇〇〇三五一一一
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 社会福祉法人白石町社会福祉協議会指定訪問介護事業所
 所在地 杣島郡白石町大字坂田二百七十五番地一
 (三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号
 名称 社会福祉法人白石町社会福祉協議会
 所在地 杣島郡白石町大字福田千三百十二番地一
 サービスの種類 児童居宅介護
 事業所番号 四一〇〇〇三〇〇〇三八一一五

事業所番号 四一〇〇〇三〇〇〇三八一一五
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 唐津市長職務執行者渡邊清磨
 所在地 唐津市西城内一番一号

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号
 名称 唐津市障害者福祉会館あゆみ教室
 所在地 唐津市栄町二千五百七十二番地一
 サービスの種類 児童デイサービス
 事業所番号 四一〇〇〇三〇〇〇四〇一二九

サービスの種類 児童デイサービス

事業所番号 四一〇〇〇三〇〇〇四〇一二九

●佐賀県告示第百十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があつた。

平成十七年三月九日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 廃止年月日 平成十六年十二月三十一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人肥前町社会福祉協議会

所在地 東松浦郡肥前町入野甲千七百三番地

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 肥前町社協居宅介護事業所

所在地 東松浦郡肥前町入野甲千七百三番地

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇四四一二五

二 (一) 廃止年月日 平成十六年十二月三十一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人呼子町社会福祉協議会

所在地 東松浦郡呼子町呼子三千百二十八番地一

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 社会福祉法人呼子町社会福祉協議会

所在地 東松浦郡呼子町呼子三千百二十八番地一

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇七一一一八

三 (一) 廃止年月日 平成十六年十二月三十一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会居宅支援事業所

所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇五三一一六

四 (一) 廃止年月日 平成十六年十二月三十一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人北波多村社会福祉協議会

所在地 東松浦郡北波多村徳須恵千九十七番地七

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 北波多村社会福祉協議会指定居宅介護事業所

所在地 東松浦郡北波多村徳須恵千九十七番地七

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇五八一一五

五 (一) 廃止年月日 平成十六年十二月三十一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人有明町社会福祉協議会

所在地 杵島郡有明町大字坂田二百七十五番地一

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 社会福祉法人有明町社会福祉協議会指定訪問介護事業所

所在地 杵島郡有明町大字坂田二百七十五番地一

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇七〇一一〇

六 (一) 廃止年月日 平成十六年十二月三十一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 唐津市長職務執行者渡邊清磨

所在 地 唐津市西城内一番一号

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 唐津市障害者福祉会館身体障害者福祉センター

所在 地 唐津市栄町二千五百七十二番地一

サービスの種類 身体障害者デイサービス

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇七三一二三一

● 佐賀県告示第百十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項

に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年三月九日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在 地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

ア 名 称 唐津市社会福祉協議会居宅支援肥前事業所

所在 地 唐津市肥前町入野甲千七百三番地

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇四四一一五

イ 名 称 唐津市社会福祉協議会居宅支援呼子事業所

所在 地 唐津市呼子町呼子三千百二十八番地一

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇七一一一八

ウ 名 称 唐津市社会福祉協議会居宅支援唐津事業所

所在 地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇五三一一六

工 名 称 唐津市社会福祉協議会居宅支援北波多事業所

所在 地 唐津市北波多徳須恵千九十七番地七

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇〇五八一一五

二 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人白石町社会福祉協議会

所在 地 杵島郡白石町大字坂田二百七十五番地一

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 社会福祉法人白石町社会福祉協議会指定訪問介護事業所

所在 地 杵島郡白石町大字福田千三百十二番地一

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇七〇一一〇

三 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 唐津市長職務執行者渡邊清磨

所在 地 唐津市西城内一番一号

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 唐津市障害者福祉会館身体障害者福祉センター

所在 地 唐津市栄町二千五百七十二番地一

サービスの種類 身体障害者デイサービス

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇七三一二三一

●佐賀県告示第百十九号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成十七年三月九日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 廃止年月日 平成十六年十二月三十一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人肥前町社会福祉協議会

所在地 東松浦郡肥前町入野甲千七百三番地

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 肥前町社協居宅介護事業所

所在地 東松浦郡肥前町入野甲千七百三番地

サービスの種類 知的障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇〇四九一一三

二 (一) 廃止年月日 平成十六年十二月三十一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人呼子町社会福祉協議会

所在地 東松浦郡呼子町呼子三千百二十八番地一

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 社会福祉法人呼子町社会福祉協議会

所在地 東松浦郡呼子町呼子三千百二十八番地一

サービスの種類 知的障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇〇七〇一一九

三 (一) 廃止年月日 平成十六年十二月三十一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会居宅支援事業所

所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四

サービスの種類 知的障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇〇八六一一五

四 (一) 廃止年月日 平成十六年十二月三十一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人北波多村社会福祉協議会

所在地 東松浦郡北波多村徳須恵千九十七番地七

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 北波多村社会福祉協議会指定居宅介護事業所

所在地 東松浦郡北波多村徳須恵千九十七番地七

サービスの種類 知的障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇〇六〇一一〇

五 (一) 廃止年月日 平成十六年十二月三十一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人有明町社会福祉協議会

所在地 杣島郡有明町大字坂田二百七十五番地一

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 社会福祉法人有明町社会福祉協議会指定訪問介護事業所

所在地 杣島郡有明町大字坂田二百七十五番地一

サービスの種類 知的障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇〇六六一一七

●佐賀県告示第百二十号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年三月九日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二タ子二丁目百五十五番地四

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

ア 名称 唐津市社会福祉協議会居宅支援肥前事業所

所在地 唐津市肥前町入野甲千七百三番地

サービスの種類 知的障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇四九一一三

イ 名称 唐津市社会福祉協議会居宅支援呼子事業所

所在地 唐津市呼子町呼子三千百二十八番地一

サービスの種類 知的障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇七〇一一九

ウ 名称 唐津市社会福祉協議会居宅支援唐津事業所

所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四

サービスの種類 知的障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇八六一一五

エ 名称 唐津市社会福祉協議会居宅支援北波多事業所

所在地 唐津市北波多徳須恵千九十七番地七

サービスの種類 知的障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇六〇一一〇

一一 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人白石町社会福祉協議会指定訪問介護事業所

所在地 杵島郡白石町大字坂田二百七十五番地一

(二) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 社会福祉法人白石町社会福祉協議会

所在地 杵島郡白石町大字福田千三百十二番地一

サービスの種類 知的障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇六六一一七

●佐賀県告示第百一十一号

佐賀県みつばち転銅調整委員会規程(昭和五十九年佐賀県告示第百五十六号)の一部を次のように改正する。

平成十七年三月九日

佐賀県知事 古川 康

第一条第二項第一号中「一人」を「三人」に改め、同項第四号を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり届出があつたので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成17年3月9日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパー モリナガ高木瀬店

佐賀市高木瀬町大字東高木250番地1

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所
株式会社スーパーもりナガ

(変更前)

小城郡小城町大字松尾4080番地 3

(変更後)

佐賀郡川副町大字南里757番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

(ア) 株式会社スーパーもりナガ

代表取締役 堤 駒雄

小城郡小城町大字松尾4080番地 3

(イ) 曲渕 直喜

唐津市朝日町1081番地 3

(変更後)

(ア) 株式会社スーパーもりナガ

代表取締役 堤 駒雄

佐賀郡川副町大字南里757番地

(イ) 曲渕 直喜

唐津市朝日町1081番地 3

(3) 変更した年月日

平成16年6月1日

(4) 変更する理由

設置者及び小売業者の本社移転のため

2 届出年月日

平成17年1月20日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所
佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間
平成17年3月9日から
平成17年7月8日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があつたので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成17年3月9日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

唐津ショッピングモールA

唐津市神田字長サ作2226番地 1 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所
有限会社ビッグエム

(変更前)

小城郡小城町大字松尾4080番地 3

(変更後)

佐賀郡川副町大字南里757番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

(ア) 株式会社スーパーモリナガ

代表取締役 堤 駒雄

小城郡小城町大字松尾4080番地3

(イ) 株式会社フランソア

代表取締役 杉原 昇

福岡県粕屋郡新宮町線ヶ浜三丁目1番1号

(ウ) 有限会社カラッカーラーサービス

代表取締役 松本 祐司

唐津市富士見町593番地167

(エ) 曲渕 直喜

唐津市朝日町1081番地3

(変更後)

(ア) 株式会社スーパーモリナガ

代表取締役 堤 駒雄

佐賀郡川副町大字南里757番地

(イ) 株式会社フランソア

代表取締役 杉原 昇

福岡市粕屋郡新宮町線ヶ浜三丁目1番1号

(ウ) 有限会社カラッカーラーサービス

代表取締役 松本 祐司

唐津市富士見町593番地167

(エ) 曲渕 直喜

唐津市朝日町1081番地3

(3) 変更した年月日

平成16年6月1日
(4) 変更する理由
設置者及び小売業者の本社移転のため

2 届出年月日
平成17年1月20日

3 関係書類の縦覧
(1) 縦覧場所
佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間
平成17年3月9日から

平成17年7月8日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があつたので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成17年3月9日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングセンターモリナガA

鹿島市大字高津原字二本松3511番 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所
株式会社スーパーもりナガ

(変更前)

小城郡小城町大字松尾4080番地3

(変更後)

佐賀郡川副町大字南里757番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

(ア) 株式会社スーパーもりナガ

代表取締役 堤 駒雄

小城郡小城町大字松尾4080番地3

(イ) 株式会社フランソア

代表取締役 杉原 昇

福岡県柏屋郡新宮町緑ヶ丘三丁目1番1号

(ウ) 有限会社写楽

代表取締役 織田 清彦

鹿島市大字古枝乙1699番地5

(エ) 株式会社スープー

代表取締役 原 守男

福岡県柏屋郡新宮町緑ヶ丘三丁目1番1号

(オ) 有限公司写楽

代表取締役 織田 清彦

鹿島市大字古枝乙1699番地5

(オ) 有限公司写楽

代表取締役 堤 駒雄

佐賀郡川副町大字南里757番地
株式会社フランソア

(イ) 代表取締役 杉原 昇

福岡県柏屋郡新宮町緑ヶ浜三丁目1番1号

(ウ) 有限会社写楽

代表取締役 織田 清彦

鹿島市大字古枝乙1699番地5

(エ) 株式会社原葉局

代表取締役 原 守男

福岡市西区大字徳永440番地の5

(オ) 株式会社村岡屋

代表取締役 村岡 朝子

佐賀市駅南本町3番18号

(3) 変更した年月日

平成16年6月1日

(4) 変更する理由

設置者及び小売業者の本社移転のため

2 届出年月日

平成17年1月20日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成17年3月9日から

平成17年7月8日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、

意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した
意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内
一丁目1番59号)に到着するよう提出してください。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条

第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成17年3月9日

佐賀県知事 古川 康

(4) 変更する理由

設置者の本社移転及び小売業者の決定のため

2 届出年月日

平成17年1月20日

3 関係書類の縦覧
(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成17年3月9日から

平成17年7月8日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、
意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した
意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内
一丁目1番59号)に到着するよう提出してください。

(ア) 株式会社スーパーもりナガ

代表取締役 堤駒雄

小城郡小城町大字松尾4080番地3

(イ) その他 未定

(変更後)

(ア) 株式会社スーパーもりナガ

代表取締役 堤駒雄

佐賀郡川副町大字南里757番地

(イ) 曲渕直喜

唐津市朝日町1081番地3

(3) 変更した年月日

平成16年6月1日

(4) 変更する理由

設置者の本社移転及び小売業者の決定のため

2 届出年月日

平成17年1月20日

3 関係書類の縦覧
(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成17年3月9日から

平成17年7月8日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、
意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した
意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内
一丁目1番59号)に到着するよう提出してください。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8
条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のことおり承認した
ので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により公告する。

平成17年3月9日

佐賀県知事 古川 康

農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所	事業規程の変更承認に係る農地保有合理化事業の種類	事業規程の変更内容	変更の承認年月日
白石地区農業協同組合 杵島郡白石町大字遠江183番地1	農地売買事業及び研修等事業 (法第4条第2項第1号及び第4号に規定する事業をいう。)	事業実施区域名 平成17年3月1日	平成17年3月1日

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成17年3月9日

佐賀県知事 古川 康

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格		生産業者 氏名又は 名称	登録 年月日
				窒素全量	基有機物質肥料		
佐賀県肥料第713号	3.5	3.5%		九州交易株式会社	佐賀市鍋島町八戸	平成17年2月18日	3060の1

- 2 検査対象家畜は、新たに種畜の指定を受けようとする家畜で、血統及び产地が明確なものでなくてはならない。
- 3 植査対象家畜の飼養者は、種畜検査申請書2通を検査期日の10日前までに管轄する家畜保健衛生所に提出すること。
なお、種畜検査申請書の用紙は、家畜保健衛生所において交付する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成17年3月9日

佐賀県知事 古川 康

- 1 都市計画事業の種類及び名称
唐津都市計画用途地域
- 2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定に基づく平成16年度臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成17年3月9日

佐賀県知事 古川 康

対象家畜	期日	時間	場所
豚	平成17年3月30日	10時から12時まで	西松浦郡西有田町佐賀共栄畜産AIセンター

平成17年3月9日

- 1 検査の対象家畜、期日、時間及び場所は、次のとおりとする。

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画の種類及び名称 佐賀都市計画下水道 諸富町公共下水道	対物賠償 100万円（免責金額なし） 示談交渉サービス付
2 縦覧場所 佐賀県県土づくり本部下水道課	本件入札に参加できる者は、次に掲げる条件を満たす者とします。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者 (2) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条第2項の損害保険業免許を受けている者又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の4第1項の共済規程の承認を受けている者 (3) 佐賀県内に営業所及び事故処理に関するサービスセンターを有する者
1 開発区域に含まれる地域の名称 三養基郡みやき町大字白壁字三本松1019番10、1021番、1022番1、1023番1、1024番、1029番5、1030番1及び1030番5	(1) 担当課 郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県出納局用度管財課物品車両担当 電話 0952-25-7192 Email:youdokanzai@pref.saga.lg.jp
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都台東区上野七丁目14番4号 大和情報サービス株式会社	(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び問い合わせ先 ア 交付期間 平成17年3月9日 収支等命令者 佐賀県出納局用度管財課長 久 保 修 1 一般競争入札に付する事項 (1) 契約の名称 佐賀県公用車自動車保険契約 (2) 保険申込人 佐賀県 (3) 契約期間 平成17年4月1日午前8時から平成18年1月1日午後4時まで (4) 対象台数 367台 (5) 保険内容 対人賠償 1,000万円
3 入札手続等に関する事項 (1) 担当課 イ 交付場所及び問い合わせ先 上記(1)の担当課 (3) 競争入札参加資格の確認 ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに、入札説明書に規定する一般競争入札参加資格確認申請書及び添付資料を、上記(1)の担当課まで持参し、競争入札参加資格の確認を受けてください。	

イ 提出期限 平成17年3月16日(水)午後5時

期限までに申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

ウ 競争入札参加資格確認のため、別途資料の提出を求めることがあります。

エ 競争入札参加資格の確認結果は、平成17年3月18日(金)までに入札者へ通知します。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年3月23日(水)午後1時30分 佐賀県庁本館1階入札室

(5) 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。) 第103条第2項第2号の規定により免除します。

(6) 契約保証金

規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

(7) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行ったものを契約の相手方とします。

イ 落札者となるべき同価格の申込みをした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうちにくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札に關係のない職員にくじを引かせるものとします。

(8) 入札の無効

本公司に示した入札に参加する資格のない者、競争入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者及び規則第110条各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

(9) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することが

できません。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 詳細は入札説明書によります。

(4) この公告に関する入札は、当該契約に係る平成17年度予算が成立しない場合は、中止します。

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年3月9日

取扱等命令者

佐賀県出納局用度管財課長 久 保 修

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約の名称 佐賀県公用車管理業務委託契約

(2) 車両台数 4台

(3) 車両管理者人數 4名

(4) 履行期間 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(5) 委託内容 自動車管理業務(運転及び点検整備等)

2 入札参加資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる条件を満たす者とします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

(2) 社団法人日本自家用自動車管理業協会の正会員である者

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当課

郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局用度管財課物品車両担当

電話 0952-25-7192 Email:youdokanzai@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び問い合わせ先

ア 交付期間

平成17年3月9日(水)から平成17年3月16日(水)までの午前9時から午後5時まで

イ 交付場所及び問い合わせ先

上記(1)の担当課

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、イの提出期限までに、入札説明書に規定する一般競争入札参加資格確認申請書及び添付資料を、上記(1)の担当課まで持参し、競争入札参加資格の確認を受けてください。

イ 提出期限 平成17年3月16日(水)午後5時

期限までに申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

ウ 競争入札参加資格確認のため、別途資料の提出を求めることがあります。

エ 競争入札参加資格の確認結果は、平成17年3月18日(金)までに入札者へ通知します。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年3月23日(水)午後2時30分 佐賀県庁本館1階入札室

(5) 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第2項第2号の規定により免除します。

(6) 契約保証金

規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

(7) 入札方法

入札説明書で指定する複数項目の単価(消費税及び地方消費税を含まない金額)を入札することとします。

(8) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者で、すべての項目の単価が予定価格の範囲内であり、かつ、各項目の単価の入札価格に予定数量を乗じて得た額の合計額が最低の申し込みを行ったものを契約の相手方とします。

イ 落札者となるべき同価格の申し込みをした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうちにくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札に係る職員にくじを引かせるものとします。

(9) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、競争入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者及び規則第110条各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

(10) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換又は撤回をすることができません。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 詳細は入札説明書によります。

(4) この公告に関する入札は、当該契約に係る平成17年度予算が成立しない場合は、中止します。

○ 総括概要並申懇

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年3月9日

収支等命令者

佐賀県立唐津青翔高等学校校長 林 時男

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名 佐賀県立唐津青翔高等学校スクールバス運転業務委託

(2) 履行期間 平成17年4月1日から平成18年3月31日

(3) 使用車両 県所有マイクロバス(平成14年式26人乗り)

(4) 運行区間 名護屋漁港(鎮西町)から唐津青翔高等学校(玄海町)まで

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本業務の受託に係る道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第2項による許可を有し、旅客自動車運送事業を実施する法人であること。

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(2)を確認することができる書類を、平成17年3月16日(水)の17時15分までに、4の(1)の場所に提出しなければならない。提出された書類を審査のうえ、入

札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 847-1422 佐賀県東松浦郡玄海町大字新田1809番地11

佐賀県立唐津青翔高等学校開校準備室(東松浦高等学校内)

電話 0955-52-2347 Email : edq21012@saga-ed.jp

(2) 入札説明書の交付方法

入札説明会で交付する。

なお、入札説明会に出席することができない者で競争入札への参加を希望するものには、平成17年3月22日から3月24日までの間(8時30分から17時15分まで)、(1)の場所で随時交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成17年3月22日 14時 佐賀県立東松浦高等学校会議室

(4) 入札書の提出方法(1)の場所に持参し、又は郵送すること。
なお、郵送の場合は書留郵便とすること。

(5) 入札書の提出期限 平成17年3月25日 10時

(6) 開札の日時及び場所 平成17年3月25日 10時

5 その他

(1) 契約手綱において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第2項第2号規定により免除

イ 契約保証金 規則第115条第3項第3号の規定により免除

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

- ア 参加する資格のない者
イ 当該競争入札について不正行為を行った者
ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 1人で2以上の入札をした者
オ 代理人でその資格のない者
カ 法令又は入札に関する条件に違反した者
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法
- ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行ったものを落札者とする。
- イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 入札の撤回
- 入札者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。
- (7) 詳細は入札説明書による。
- (8) この公告に関する入札は、当該委託業務に係る平成17年度予算が成立しない場合は、中止する。

平成十七年三月九日佐賀県公報 第12577号			
頁	箇 所	題	注
4	上記の1に亘	第7条、第8条関係	第8条関係
5	上記の1に亘	第7条、第8条関係	第8条関係